

平成 2 7 年

議会運営委員会記録

平成 2 7 年 6 月 2 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成27年6月2日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時56分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委員外議員	菅 原 満 議員	委員外議員	吉 村 豪 介 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	内 山 恵 子 議員
委員外議員	赤 松 祐 造 議員	委員外議員	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	安 保 友 博 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
秘書広報課長	松 戸 克 彦	総 務 課 長	喜 古 隆 広

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 徹
主 事	秋 元 佑 介		

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成27年和光市議会6月定例会の会期予定等について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて
決算審査の体制等について

議会報告会について
政務活動費について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と7名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成27年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。

今定例会につきましては、6月4日に開会すべく、5月28日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般提出させていただく議案は、人事案件、条例の制定及び一部改正、一般会計等の補正予算など合計9議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため、退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成27年和光市議会6月定例会の会期日程について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについて、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、決算審査の体制等についてとその他です。

本日の資料を確認します。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

それでは初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成27年和光市議会6月定例会の会期日程について議題といたします。

まず、提出議案について、提出議案は議案9件です。

提出議案の説明を橋本総務部長、お願いいたします。

○橋本総務部長 おはようございます。

今般、議会改選後初めての定例会となりますので、丁寧に、特に補正予算につきましては細かく説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議に提出する議案について、順次説明をさせていただきます。

提出議案等の概要資料等ごらんいただければと思います。

初めに、議案第33号、和光市教育委員会委員の任命について説明をいたします。

和光市教育委員会委員の森田泰正氏の任期が平成27年6月8日をもって満了となることから、新たに木村玲子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、木村玲子氏から職務上の氏名については旧姓を使用したいとの申し出がございましたので、法令に違反するおそれのない範囲において、旧姓の山下を使用しますことを御理解願います。

次に、議案第34号、和光市新設小学校建設工事請負契約の変更契約の締結について説明をいたします。

和光市新設小学校の建設工事の内容に変更が生じたことから、当初の契約金額36億4,888万8,000円に9,018万円を増額し、37億3,906万8,000円とすることについて、北野建設株式会社埼玉営業所と平成27年5月18日に請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第35号、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

労働安全衛生法に基づき、教職員50人以上の市立小・中学校に学校産業医を配置し、学校産業医の報酬を定めることに伴い、この案を提出するものでございます。

次に、議案第36号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

今回の改正は、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例における改正の一部について、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するため、該当箇所について施行期日を平成28年1月1日とするものでございます。

次に、議案第37号、和光市武道館設置及び管理条例を廃止する条例を定めることについて説明いたします。

この条例案は、昭和49年の開設以来利用していた和光市武道館について、老朽化、耐震診断結果等の関係から平成27年3月末をもって利用を中止したため、武道館を廃止するための条例を定めるものであります。

次に、議案第38号、市道路線の廃止について説明をいたします。

一般交通の用に供する目的が消滅している1路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第39号、市道路線の認定について説明をいたします。

新たに歩道用地として取得した路線について市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第40号、平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,814万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ271億6,732万1,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について款、項の順に説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費では、総務業務で和光市への寄附（ふるさと納税）の制度を充実させるため、インターネットを利用したクレジット決済やお礼の品を拡充するための委託費用など94万8,000円を追加計上いたしました。

住民情報電算システムでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対応するためのシステム改修に係る委託費用3,050万円を追加計上いたしました。

財政管理業務では、統一的な基準による地方公会計の整備を推進するため、関係職員を対象とした研修を実施するための委託費用32万4,000円を追加計上いたしました。

市民文化センター管理運営では、文化庁及び自治総合センターから事業助成の採択を受けたため、事業を実施する指定管理者へ交付する補助金1,033万8,000円を追加計上いたしました。

防犯対策業務では、防犯講演会及び青色防犯パトロールカーを運行する委託費用を地方創生に伴う先行型事業として、平成26年度3月補正予算に前倒しをして計上したことにより、126万7,000円を減額しております。

同じく款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費では、職員人件費でマイナンバー法の施行に伴い必要となる超過勤務手当について36万2,000円を、番号法施行に伴うカード交付業務では、必要となる通知カード及び個人番号カードの交付等に係る費用として4,612万9,000円を追加計上いたしました。

土地区画整理事業に伴う住居表示整備では、和光北インター地域の街区の変更に伴い、住居表示の整備を実施するための委託費用など362万5,000円を追加計上いたしました。

同じく款2総務費、項8自治振興費では、コミュニティ活動支援で市内の自治会に対し、コミュニティ活動に必要な備品の購入に係る費用を助成するため250万円を追加計上いたしました。

協働提案では、下新倉小学校の通学路のフィールドワークと通学路安全マップづくりを地方創生に伴う先行型事業として平成26年度3月補正予算に前倒しをして計上したことにより、19万円を減額しております。

まちのコンシェルジュでは、和光市への転入者等に地域の活動情報を提供し、活動への参加を促進するための委託費用300万円を追加計上いたしました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費では、障害者福祉支援でマイナンバー法に対応するためのシステム改修に係る委託費用797万8,000円を追加計上いたしました。

臨時福祉給付金支給では、消費税の引き上げによる低所得者への影響緩和のために実施する給付金の支給事業に係る費用8,991万円を追加計上いたしました。

同じく款3民生費、項2児童福祉費では、児童相談でキッズエイド和光子育て世代包括支援

センターの開所に伴い、総合相談支援システムの設置費用87万1,000円を追加計上いたしました。

保育園管理運営では、マイナンバー法に対応するためのシステム改修に係る委託費用及び独立行政法人都市再生機構が実施する一団地認定に必要なひろさわ保育園に係る既存建築物状況報告書を作成するための委託費用1,038万円を追加計上いたしました。

子育て支援センター管理運営では、キッズエイド和光子育て世代包括支援センターの開所に伴う費用及び当該コーディネーターを配置するための費用607万8,000円を追加計上いたしました。

子育て世帯臨時特例給付金支給では、消費税の引き上げによる子育て世帯への影響緩和のために実施する給付金の支給事業に係る費用3,709万2,000円を追加計上いたしました。

同じく款3民生費、項3生活保護費では、生活保護で住宅扶助基準及び冬季加算の見直しに伴う生活保護システムの改修に係る委託費用194万4,000円を追加計上いたしました。

次に、款8土木費、項1道路橋りょう費では、既存住宅耐震診断・改修助成で、耐震改修助成の件数が当初の見込みよりも多くなったため、耐震診断及び耐震改修助成金600万円を追加計上いたしました。

同じく款8土木費、項3都市計画費では、公園整備で、借地公園である上谷津児童遊園地を返還することとなったため、原状回復するための工事費用480万円を追加計上いたしました。

次に、款9消防費、項1消防費では、防災施設整備で防火貯水槽を撤去する必要性が生じたため、撤去工事費用670万円を追加計上いたしました。

次に、款10教育費、項3中学校費では、生徒衛生管理で、教職員数が50人以上となる大和中学校に産業医の設置が法律上必要となったため、産業医の報酬11万9,000円を追加計上いたしました。

次に、主な歳入について説明をいたします。

なお、歳入については基本的に歳出の事業と対応しております。

初めに、和光版ネウボラ関係の歳入については、複数の款にまたがっているため一括して説明をさせていただきます。

キッズエイド和光子育て世代包括支援センターを開所すること、同所にコーディネーターを配置すること、関連する施設においてコーディネーターの配置がえ等を行うことなどから、国庫支出金で保育緊急確保事業費補助金622万2,000円を計上し、妊娠・出産包括支援費補助金991万4,000円を減額し、県支出金で利用者支援事業費補助金829万5,000円を計上いたしました。補正額につきましては、コーディネーターの配置がえ等により補助金の振り替えを行いましたので、増額と減額が生じているものでございます。

それでは、和光版ネウボラ関係以外の歳入について説明をさせていただきます。

款15国庫支出金では、住宅扶助基準及び冬季加算の見直しに伴う生活保護システムの改修に係る補助金としてセーフティネット支援対策等事業費補助金16万2,000円を計上いたしました。

次に、消費税の引き上げによる低所得者及び子育て世帯への影響緩和のために実施する給付金の支給事業に係る補助金として、臨時福祉給付金給付事業費補助金5,400万円、同事務費補助金3,591万円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金3,180万円、同事務費補助金529万2,000円を計上いたしました。

次に、子ども・子育て支援ニーズ調査実施費用分として計上した費用を別項目に振り替えることから、地域少子化対策強化交付金333万6,000円を減額いたしました。

次に、補助金の配分額が決定したことから、住宅・建築物耐震改修等事業補助金73万4,000円を計上いたしました。

次に、地域文化振興事業の採択を受けたことから、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業補助金643万8,000円を計上いたしました。

次に、マイナンバー法の施行に伴い、市から地方公共団体情報システム機構に支払う交付金分として、個人番号カード交付事業費補助金2,738万5,000円を計上いたしました。

款16県支出金では、市制45周年市勢要覧作成事業、自治体間協定締結遺跡展示事業及びまちのコンシェルジュ事業の採択を受けたことから、埼玉県ふるさと創造資金補助金280万円を計上いたしました。

次に、総合相談支援システム設置費用及び当初別項目で計上していた子ども・子育て支援ニーズ調査実施費用の事業採択を受けたことから、埼玉県少子化対策推進事業費補助金941万7,000円を計上いたしました。

款21諸収入では、地域の芸術環境づくり助成金として390万円、自治会に対するコミュニティ助成事業として250万円を雑入で計上いたしました。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額8,653万6,000円については、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

最後に、議案第41号、平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正については、土地区画整理事業の施行により建物の移転等に伴う移転補償費について、契約時期により複数年度にわたる支払いが生じること、また、公共事業の施行に伴う移転資金利子補給についても複数年度にわたる支払いが生じることから、債務負担行為を設定するというものでございます。

提出議案の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時49分 休憩）

再開します。（午前 9時52分 再開）

次に、議案の先議についてです。

初めに、議案第33号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第34号は変更契約について緊急性を要し、その予算は5月18日に開催した臨時会の平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）で原案可決していることから、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、吉田けさみ副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情について。

請願はありませんでした。陳情は2件を受理しています。受理した陳情の審議について本会議で審議するか否か御意見を願います。

初めに、議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を政府に求める意見書（案）の趣旨の意見書提出を求める陳情」、そして「憲法の平和原則を守るために意見書の提出に関する陳情」について、和光市議会として市政への関連等も踏まえて取り扱いを御審議いただきたいと思えます。

○吉田武司委員長 それでは、ただいまの議長の発言を踏まえて、各会派から御意見を願います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 審議するかどうかについての意見でいいんですね。

○吉田武司委員長 はい。陳情の取り扱いについての方向性の意見です。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 審議するということでもいいかと思えます。

○吉田武司委員長 では、日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 請願・陳情の審議ということで、改めて、私、議員必携を読んでみたわけなんですけれども、やはり国や地方公共団体の事務に関する全ての事項が請願や陳情に当たるという点で、この2件については地方議会がしっかりと審議をする必要があると思えます。陳情権は極力生かしていくという立場で考えています。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 基本的には、市議会で議論するにはなじまないのではないかなという思いがします。国のことであるし、1つは沖縄のこと。やはりこのことに関して和光市がどうこう議論するという立場にはないのではないかなという意味からなじまないのではないかなと思いますので、委員会では取り上げないほうがいいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、地方自治の重要性はもちろん大切だと考えていますけれども、沖縄のことに対しまして市町村では権限外ということで、反対をいたします。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

その他、御意見がある方はおりますでしょうか。

オブザーバーとしての意見はお聞きいたします。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私は新しい風と同じく、沖縄のことだけれども、やっぱり審議をして、その声に耳を傾けることも必要なので審議。できましたら参考人を呼んでお話を聞きたいと思っています。

○吉田武司委員長 ほかに御意見はありませんか。

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 御意見として受けとめていただければ。オブザーバーですので。

まず第1点には、地方自治が尊重されるべきというのは当然のことですけれども、国の国家的な見地の施策と、また地方自治の関係という大変難しい問題であるということ。

それから、従来からこの郵送に関しては相当な議論を積み重ねて今現在のような取り扱いになってきているわけですけれども、私の意見としては、改めて陳情の取り扱いのあり方について議会運営委員会で御協議いただければ幸いです。

それからもう1点。行政不服審査を申し立てるという異例の対抗措置をとったということで意見書案の本文にもありますが、今後の動きを見るとまた改めてそのような動きがあるような新聞報道等がされていることから見ると、和光市の陳情の取り扱いの観点からすると、この陳情の取り扱いについてはもう少し慎重にお考えをいただければというのが意見でございます。

○吉田武司委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにございませんので、今の御意見を踏まえて地方自治の尊重をとということがありましたので、議会運営といたしましてもこのことについては委員会に付託をしていきたいと思っております。

休憩します。（午前10時02分 休憩）

再開します。（午前10時05分 再開）

維新の党、吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 和光市において、こちらの陳情の取り扱いを今までどうやってきたか

ということは、私はよくわかっていないんですけれども、この2点の陳情を見る限り、確かに地方自治が尊重されるべきというのはすごいわかるんですけれども、この案件を和光市で審議してどうなるのというところがやっぱり大きいと思いますので、私としては市議会としてこれを審議するものなのかどうなのかというところはあります。

○吉田武司委員長 金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私は、これは国政にかかわることで、歴史的にも民主党政権で、ひっくり返ったり、いろいろな複雑な歴史的な背景、それからやりとりがありましたね。例えば、辺野古に移転する以外に何か方法があるかという、御存じのように本土で受け入れをするところが今のところないと思われまので、非常に複雑な問題なわけです。だからここで、市議会で議論して意見書を出すということについては、なじまないと皆さんおっしゃっていましたが、なじまない案件ではないかなと思います。

○吉田武司委員長 吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 金井委員外議員の発言に対してなんだけれども、この陳情の中身について、今ここで議論する中身ではないわけですよ。例えば、委員会に付託されて議論するんだったら、今の金井委員外議員の意見もということになると思うんです。だけどそうじゃなくて、この陳情をどのように取り扱うかということで、委員長は皆さんの意見を聞いているわけですよ。だから、もうこの中身にとっぴり入って審査しましょうという場ではありませんので、その辺はわきまえていただきたいということと、十分考えて発言をお願いしたいなと思うんです。それだけ言っておきたいと思います。

○吉田武司委員長 金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 結論はなじまないんじゃないかなという考えです。

○吉田武司委員長 それでは、歩みの会、小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私も、今までの陳情の取り扱いについては詳しく存じ上げていませんので、本当にこれを見た限りなんですけれども、和光市で取り扱うのは大変難しい問題というか、和光市で取り上げる問題としては大きな問題であって、付託する必要は感じていないです。

○吉田武司委員長 わこう安心保障の会、安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 具体的な内容について審議ではなくて、あくまで取り扱うかどうかという観点で言うと、この地方自治の堅持を政府に求めるとか、平和原則を守るために意見書を提出するかどうかという点に関しまして、地方自治に関連しての陳情の内容と推察されますので、これを委員会に付託して議論すること自体はいいのではないかなと私は思います。

○吉田武司委員長 さつき会、内山委員外議員。

○内山恵子委員外議員 陳情に対する取り扱いということでは、取り扱いをするかどうかということでは取り扱うべきとは考えますが、過去にそのやりとりがあった結果、取り扱うかどうかというところを考えた上で勉強していきたいと考えておりますので、取り扱うか扱わないかということでは取り扱うべきだと思います。

○吉田武司委員長 ほかに意見はありますか。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 意見ではないんですけども、和光市には自衛隊の市民も多くいるということで、沖縄のことは彼らは身近に考えていると思うんですよ。そういう面で私は、遠くにある沖縄かもわかりませんが、身近に感じている市民が多いということで、審議はしたほうが私はいいと思います。

○吉田武司委員長 吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 本当に繰り返すようですけども、陳情の取り扱いについては議論がこれからも必要じゃないかというのは確かに繰り返し発言があったんですけども、やはり市民の陳情権、それから国政の問題であれ、世論が二分している、あるいは市民の皆さんがどんなふうを考えているかということを私たち議会として受けとめていく必要があると思うんですね。議員必携にもありますように、意見書等については地方議会から大いに国に上げていくべきだということも述べられているんですよ。そういう意味で、市民とは関係ない話だから陳情は取り扱おうとか取り扱わないという議論には行き着かないと私は思いますので、ぜひこれは委員会で、それぞれがこの陳情に対してどう考えるのか大いに議論する必要があるんじゃないかということを再度言わせていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 1点、お聞きしたいんですけども、今こちらで取り扱うか、取り扱わないかと話をされているのは、取り扱う場合にはこれを委員会で議論をして、意見書として提出するか否か、それを取り扱うということでよろしいですか。それを取り扱うか、全く何も議論もしないで提出しないのどちらにするかというような議論を今されているということで、それであれば議論をすること自体には全然反対ではないですので、こちらの上がってきた陳情も、今までどういうふうに取り扱っていたかわからないんですけども、議論をしてその場で結局出すか出さないかの話し合いをするのであれば、僕は全然いいとは思いますが。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今の御意見で一言、言い添えさせていただきたいのは、この場でそれがなじむか、なじまないかということを議論しているということですので、議論を全くしていないということではないということですね。受理した上で議論しているということですよ。

○吉田武司委員長 吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 ですので、この場でどうこうではなくて、これを委員会に持ち込むか、持ち込まないかの話であれば、私は持ち込んで議論するのは悪いことではないんじゃないかなとは思いますが。

○吉田武司委員長 皆さんの意見をお聞きしまして、オブザーバーの方にも御意見をいただきました。今回は、皆様、オブザーバーの意見は賛否にはかかわらないということになっていましたけれども、一応意見を聞いて、賛否両論ありましたけれども、これについては付託をして、

委員会で議論していただければと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 あくまでオブザーバーですので、意見で申し上げますけれども、議論することに異議があるんじゃないかと、議論する中身について異議があるかないかという判断が下されるということも念頭に置いて、単純にこれを委員会に付託して議論したからいいんだとかどうのこうのじゃなくて、議論するに当たってはそれ相応の準備なり何なりというものも必要だし、先ほどから吉田けさみ委員が言われるように陳情・請願というのは請願権ということできちんと認められていると。ただ、請願をきちんと受理しなさいということはあるわけですが、そこから先どういう処理をするかということについては、それぞれの機関なり組織に任されているわけでありまして。誠実に処理してその結果を報告するところもあれば、報告しないところもあるわけですが、和光市の場合は、従来この場で確認してきていたのが、陳情の扱いについては一定のルールをもって扱ってきていたということなので、その点は踏まえていただければという意見です。受けとめていただければと思います。

○吉田武司委員長 齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 私は一言申し述べておかないとまずいと思ったんですが、あらゆる陳情を全て承りますという前提でいっていると、幾ら時間があつたって足りませんよ。受け付けるか受け付けないかという、まずは資格審査があります。

これをちょっと読んでみますと、陳情書において個人や団体を誹謗中傷し、または名誉毀損するなど基本的人権を否定するものは承ることはできない。否定されていますよ。またはプライバシーを侵害するなど個人の秘密を暴露するもの。係争中、調停中、または異議申し立て等紛争に関するもので司法権の独立を侵害するものと書いてあるんですよ。例えばの話、この沖縄の件は今、紛争中ですよ、国と県で。また、法令違反や違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの、また、その他議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したものという、これが今までの議会運営委員会で決まり切った形ということで、皆さん大前提にしてくださいという条件を今申し上げています。

私の考えでは、この2件の陳情に関しては和光市議会においてはそぐわないと。議論には相応しくないと。仮に結論が出たところでどういう対応がとれるか。そこまで考えたら私は採決すべき話ではないということで、緑風会としては反対の意見を申し上げます。全て承るというような環境であれば事務は滞ります。判断する分岐点をきちんと皆さんが受けとめて議論しなければ、全て承りますということでは議会は成り立ちません。そのための、それぞれの今までの経験を踏まえた条件を、今私は読ませていただきました。これを大前提に話をしなければ議論になりません。それだけ言いたい。

○吉田武司委員長 今の齊藤秀雄副議長の発言については、このことを踏まえて今後議論をしていければと思っております。今回のこの陳情に対しましては付託するというので、進めて

いきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

休憩します。（午前10時21分 休憩）

再開します。（午前10時23分 再開）

それでは、本会議で審議することとして、吉田けさみ副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読一添付資料参照一〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、今回受理した陳情の審議はただいまのとおり決定いたしました。次に、一般質問についてです。

通告者は17人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は20日間とし、常任委員会を2日間で、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

一般質問について議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 一般質問について、複数の議員において発言事項とその趣旨が同じである場合で、執行部でも同様な答弁となる場合は、後続議員における答弁を割愛する場合がありますので、御了承ください。また、傍聴に来られた市民の方からも一般質問の重複はいかがかという意見も寄せられておりますので、効率的な議会運営も考慮しながら一般質問を展開されますよう、改めてお願い申し上げます。

○吉田武司委員長 議長の発言については、会派への周知をよろしくお願いいたします。

次に、6月5日金曜日、6月8日月曜日から6月10日水曜日を調査休会、6月22日月曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」「委員長」という声あり〕

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 議事の途中でありますけれども、新たな構成となりましたので、開会日後の調査休会が今回4日間ということで、承認、確認されたわけでありますけれども、その辺の理由について、事務局から説明をしていただければ、今後、議会運営委員会を進めていただくに当たって円滑に進むのかなと思います。よろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 今のことについて、事務局、説明をお願いいたします。

平川議事課長補佐。

○平川議事課長補佐 それでは、事務局から説明させていただければと思います。

通常でありますと、開会日の後、3日間が調査休会ということになっております。ただ、今回、早々の段階で昨年度3月議会の前だったかと思えますけれども、執行部より依頼がございまして、ちょうど6月9日、10日と市長公務が入ったために日程を変更したいということで、どうしたらよいか御相談を受けました。そこで、議会運営委員会に提案があったのは、1日調査休会をふやすか、もしくは1週間ずらすかという御提案でした。議会運営委員会にお諮りした結果、最小限の変更のほうがよろしいのではないかということで、6月10日まで1日調査休会を延ばして、それ以外は通常どおりで議会運営を行うということで御回答した経緯がございします。

○吉田武司委員長 以上の説明で御理解をいただき、そのようにいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は6月8日月曜日の正午までとしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今回は意見書案の提出はありません。

次に、今期定例会のポスターは掲示しましたとおりでよろしいでしょうか。こちらのホワイトボードに掲示をしてあります。

休憩します。（午前10時28分 休憩）

再開します。（午前10時29分 再開）

ポスターの掲示はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙について議長から報告があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 過日、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙について、欠員が生じたため選挙を行う旨、既に全議員に通知をさせていただいております。今後、届け出のあった候補者数が選挙すべき議員の数を超えた場合、9月定例会で選挙を行う予定となります。連絡がまいりましたら、また皆様に御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいま、議長からありました報告のとおりでございますので、御承知おきください。

以上で、次の議会の会期予定についての協議は終了いたします。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。

今議会における議員提出議案について、議長より提案があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 全国市議会議長会において、標準市議会会議規則の一部改正が行われたということです。その内容は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準会議規則の中に、出産における欠席について規定を設けたものであります。和光市議会においても6月定例会中に上程する準備を行いますので、よろしく御承知おきください。

○吉田武司委員長 それでは、議長から発言がありました件につきましては、ただいまの説明のとおり改正し、副議長提案として最終日に上程する準備で進めていきます。次の議会運営委員会で案文を御協議いただきますので、その旨、各会派において御周知願います。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについて議題といたします。

初めに、決算審査の体制等についてです。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案は、前期の議会運営委員会において、全会一致で分割付託で審査する旨を引き継ぐことと決定しております。よって、平成26年度決算審査は両常任委員会による分割付託審査でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、効率的な決算審査を行うために、決算審査の資料の決定、提出要求を早目に行う必要があります。昨年度の要求資料を参考にした平成26年度の要求資料案について協議願います。今回、配付いたしました案を各会派へ持ち帰っていただき、内容を検討の上、6月11日の議会運営委員会で決定したいと思います。協議に先立ち、配付した案について議長から説明があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 お手元に決算審査に係る資料要求書案というものが配付されておりますけれども、ここの網掛けの部分が変更の部分になっております。4ページの一番下のところ、一番最後のページの下のところから米印1から米印4まで内容が説明されておりますけれども、順序は別ですけれども、そのところをまとめて簡単に御説明いたします。

今回の決算資料における主な変更点は3点です。

1点目は、下水道事業会計、該当資料のナンバー70から77で、特別会計から企業会計に変わったことに伴う変更です。また、案は下水道事業会計をベースにしているため、題目が同様なものとなっておりますけれども、下水道事業は公費負担分を含んでいるため、水道事業とは内容が異なる場合があるとのことであります。特にナンバー70ですね。

それから、2点目は該当資料ナンバー10、執行部から適正な資料を作成するため、不用額調書というものがあるとは思いますが、この不用額調書に金額を設定したいとの申し出を受けま

した。

3点目は、各款共通の3項目、ナンバー10、11、18は水道事業会計及び下水道事業会計に合わせたものとなっております。

ほか、表現訂正や年度変更によるものの修正でございます。

○吉田武司委員長 ただいまの議長の発言を踏まえ、次回協議のほどよろしくお願いいたします。なお、配付する要求資料はデータ提出が困難なものが含まれるため、紙ベースとなります。御了承ください。

次に進みます。

その他として、毎年2回、9月定例会及び3月定例会の終了後に開催している議会報告会について議題といたします。

なお、本年の議会報告会は、改選のため3月定例会終了後に開催する議会報告会を市議会だよりによる報告とする旨、全会一致で決定しています。今回、改選後、新たな議会体制となりましたので、9月定例会終了後、議会報告会を開催することをお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、議会報告会を開催することといたします。

では、開催日時について御協議願います。主には9月定例会の報告となりますが、全議員が委員会審査をもとに当日配付する資料を作成し、リハーサルで全体確認を経て、本番を迎えています。その準備期間を踏まえ日程を考慮すると、10月28日水曜日から11月8日日曜日までの期間になるかと想定されます。

休憩します。（午前10時36分 休憩）

再開します。（午前10時43分 再開）

では、会場は早目に決定したいと思いますので、時間も含めた開催日時について各会派で協議いただきまして、次回の議会運営委員会で日程及び場所を決定したいと思います。よろしくお願いいたします。なお、詳細な内容及び体制などについては今後協議したいと思いますので、御承知おきください。

次に進みます。

議長から政務活動費について報告があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 事務連絡で通知してありますとおり、あらかじめ政務活動費収支報告書を作成する際の説明書、そしてまたデータを送付いたしますので、御活用いただきたいと思います。また、政務活動費を充てることができる経費には、資料作成費、広報費、広聴費などがありますので、議員活動において有効に活用いただきますよう、そのデータを参考にして政務活動費を使っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいまの議長からの発言につきましては、各会派へ御周知ください。ほ

かに会派から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了します。

次に、今後の議会運営委員会の日程について御協議願います。

臨時会で議決された閉会中における継続審査の特定事件の中に、議会だよりの編集、作成があります。その日程について事前打ち合わせを含めて協議願います。

休憩します。（午前10時45分 休憩）

再開します。（午前10時54分 再開）

今後の閉会中の議会運営委員会の日程を確認します。

議会運営委員会は、7月15日水曜日午前9時30分から議会だよりの編集、作成について、10月16日金曜日午前9時30分より議会だよりの編集、作成について、平成28年1月14日木曜日午後1時30分より議会だよりの編集、作成について、以上となります。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で本日の議会運営委員会に諮問された事件の審議は全て終了しました。

次回は6月11日木曜日本会議終了後、案件は議員提出議案、決算審査の要求資料、議会報告会の日程などについて審議いたします。なお、開会日は全員協議会もありますので、再度御確認ください。

本日の記録及び公開資料等については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司